

公の施設の指定管理者制度について

1 制度の概要

地方自治法の改正により（H15.6.13公布 H15.9.2施行）、**新たな公の施設の管理委託**
【指定管理者制度】が創設

(1) 制度の特徴

ア 管理委託先の要件の撤廃

【改正前】

- ・県等の出資法人
- ・公共団体
- ・公共的団体

要件撤廃による
選択肢の拡大

【改正後】

県が指定する法人その他の団体
（民間事業者を含む）

イ 競争原理の導入

【改正前】

- ・受託者との管理
委託契約（随意）

要件撤廃による
選択肢の拡大

【改正後】

最も効果的・効率的な委託先（管理者）を、
公募の申請者から選定し、議決の上、指定

(2) 必要となる手続き

ア 条例事項

新たな制度に基づいて施設の管理を行わせるときは、次の事項を条例で規定

① 指定の手続き

- ・指定の申請方法
- ・選定基準
- ・業務の範囲 等

② 管理の基準

- ・休館日、開館時間
- ・個人情報の取扱 等

③ 業務の範囲

- ・使用許可、施設維持管理のための
具体的内容 等

④ 利用料金

- ・利用料金制可能
- ・指定管理者が料金
設定可能（条例事項）

イ 議決事項

条例で規定した選定基準等に基づき、施設の管理を行わせる者について、議会による
承認（議決）が必要

【手続きのイメージ】



(3) 経過措置期間

現に管理委託している公の施設については、3年以内（H18.9まで）に条例改正等を行い、指定管理者制度に基づく指定を行う必要がある。

2 主な公の施設

H15. 12 現在

部局	施設名	管理運営	備考 (斜体字は管理委託先等)	部局	施設名	管理運営	備考 (斜体字は管理委託先等)
環境生活部	広島国際センター	委託	(財)ひろしま国際センター	農林水産部	広島産業会館	委託	(財)ひろしま産業振興機構
	県民文化センター	委託	(財)県民センター (財)ひろしま文化振興財団		ふくやま産業交流館	委託	福山商工会議所
	県民文化センターふくやま	委託	(財)県民センター		高等技術専門校 障害者職業能力開発校	直営	一部訓練を民間委託
	県民の森	委託	(財)比婆山地域開発公社 ※1		農業技術センター	直営	
	もみのき森林公園	委託	(財)もみのき森林公園協会 ※1		畜産技術センター	直営	
	県民の浜	委託	尾道市 ※1		水産試験場	直営	
	中央森林公園	委託	広島市「中央森林公園」(株) (財)中央森林公園協会 ※1		林業技術センター	直営	
	牛小屋高原自然公園 他自然公園施設(8施設)	委託	戸別内町 所在する市町 ※1		緑化センター・広島緑化植物公園	委託	(財)広島県森林振興センター
	三次看護専門学校	直営			因島フラワーセンター	委託	(財)広島県森林振興センター
	総合精神保健福祉センター	直営			栽培漁業センター	委託	(社)広島県栽培漁業協会
福祉保健部	身体障害者更生相談所	直営		土木建築部	農業技術大学校	直営	
	知的障害者更生相談所	直営			広島観音マリーナ	委託	(株)ひろしま港湾管理センター
	婦人相談所	直営			みよし公園	委託	(財)広島県教育事業団 ※3
	点字図書館	委託	(社)広島県視覚障害者福祉協会		びんご運動公園	委託	尾道市 ※3
	身体障害者「いっしょ」センター	委託	(社)広島県福祉事業団 ※2		県営住宅	委託	広島県住宅供給公社 ※3
	心身障害者センター	委託	(社)広島県福祉事業団 ※2		流域下水道	委託	広島県下水道公社
	大野寮	委託	(社)広島県福祉事業団 ※2		水道施設	直営	一部業務を委託
	福山若草園	委託	(社)広島県福祉事業団 ※2	教育委員会	総合グラウンド	委託	(財)教育事業団
	広島学園	直営			総合体育館	委託	(財)教育事業団
	母子福祉センター	委託	(財)広島県母子福祉福祉連合会		ふれあいの里青年の家	直営	業務を(財)教育事業団に委託 ※4
	健康福祉センター	委託	(財)広島県健康福祉センター		古田少年自然の家	直営	業務を(財)教育事業団に委託 ※4
	ふれあいの里老人福祉施設	委託	(社)広島県福祉事業団 ※2		福山少年自然の家	直営	業務を(財)教育事業団に委託 ※4
商工労働部	食品工業技術センター	直営			生涯学習センター	直営	業務を(財)教育事業団に委託 ※4
	西部工業技術センター	直営			図書館	直営	業務を(財)教育事業団に委託 ※4
	東部工業技術センター	直営			縮景園	直営	業務を(財)教育事業団に委託 ※4
	産業科学技術研究所	委託	(財)ひろしま産業振興機構		みよし風土記の丘	直営	業務を(財)教育事業団に委託 ※4
	産業技術交流センター	委託	(財)ひろしま産業振興機構		美術館	直営	業務を(財)教育事業団に委託 ※4
					歴史民俗資料館	直営	業務を(財)教育事業団に委託 ※4
					歴史博物館	直営	業務を(財)教育事業団に委託 ※4

■表の[備考]欄中、※印は「事務事業の見直し及び行財政改革に係る基本方針(H15.10.27)」の再掲

※1 ⇒ 環境生活部の事務事業見直し対応方針『自然公園、レクリエーション施設等に係る役割分担』

※2 ⇒ 福祉保健部の事務事業見直し対応方針『社会福祉施設における行政と民間の役割分担』

※3 ⇒ 土木建築部の事務事業見直し対応方針『土木建築関係の基盤整備のあり方』及び『都市・建築行政のあり方』

※4 ⇒ 教育委員会の事務事業見直し対応方針『生涯学習における県教委の役割の整理』